

2021年2月9日

米国の対ベネズエラ制裁 (United States sanctions on Venezuela)

本Circularでは、米国政府のベネズエラ海事局(Instituto Nacional de los Espacios Acuaticos) (INEA)に対する最近の制裁対象指定についての情報をお伝えします。INEAは、ベネズエラの石油部門で事業を行い、ベネズエラ国営石油会社PdVSAへ支援を提供したとして、米大統領行政命令(以下「大統領令」)13850号に基づき、制裁対象に指定されました。

INEAが指定されたことで、船舶所有者の間に、石油やその他の制裁対象部門とは関連のない航海であっても、ベネズエラの港でINEAが提供するサービスを利用したり、サービスの支払いをしたりすることによって、大統領令13850号の特定条項に違反する可能性にさらされるのではないかと混乱が生じました。

INEAの指定によるこうした副次的影響に対処するため、米国財務省外国資産管理室(OFAC)は今回、情報提供のため、本Circularに添付している一般ライセンス30A(以下「GL30A」)を発行しました。

背景

INEAは、SDNリストに指定される以前から、「ベネズエラ政府」関係事業のひとつとして、大統領令13884号に基づいて経済封鎖を受けていました。これはつまり、米国政府の認可がない限り、米国人は、INEAが関与する事実上いかなる取引にも、直接または間接を問わず、従事することが禁止されていたということです。したがって、大統領令13884号の発令後、米国人(米国の銀行を含む)は、当該認可がない限り、INEAが関与する取引に従事することが禁止されていました。

一般ライセンス30(以下「GL30」)において、INEAが関与する取引が通常の港湾の利用および経費関連である限り、取引が制裁対象ではないことを条件に、タグや入港税などの通常の港湾経費の支払いは認可されました。しかし、INEAがSDNリストに指定されたことで、GL30の認可が依然として適用されるのかどうかについて混乱が生じました。なぜなら、GL30は、大統領令13850号によって禁止されている活動または取引は認可しないと規定しており、INEAは現在この大統領令13850号に基づいて制裁対象に指定されているからです。大統領令13850号はGL30による認可の範囲からは除外されており、INEAは現在大統領令13850号に基づいてSDNに指定されているため、米国人は、他の何らかの認可がない限り、INEAと取引ができなくなりました。

非米国人は、米国人と同様の制裁措置には直面しません。しかし、大統領令13850号に基づいてSDNに指定された者に「相当程度の支援、商品、またはサービス」を提供したと判断された場合には、制裁を受けるリスクがあります。

2021年2月3日時点での現状

今回、OFACがGL30Aを公表したことで、この曖昧な点が明確化されました。GL30Aは、大統領令13850号に基づいて禁止されていたINEA(またはINEAが50%以上所有する事業体)が関与するすべての取引および活動について、ベネズエラでの運航または湾岸の使用に通常付随し、必要とされるものに関しては認可すると規定することによって、INEAの指定について対処しました。GL30Aの認可には例外がありますが、希釈剤に関連する取引の禁止やその他大統領令13850号に基づいて禁止された活動などは、GL30の最初の発令時からもともと例外とされていました。

一般ライセンスは、米国人および米国とかがわりがある活動に適用されますが、非米国人が従事している行為が、一般ライセンスによって米国人に認可されている行為であれば、制裁の対象とはならないことをOFACは前もって確認しているとの報告を受けています。方針としてGL30Aは非米国人にも類推適用されることになるだろうという助言も受けています。

こうしたことから、国際P&Iグループでは、関連する米国の法規定を網羅的に検討している、経験豊富な米国の弁護士からガイダンスを受けています。その中で、非米国人が、ベネズエラで INEAが提供する通常の港湾サービスを利用し、INEAに通常の港湾費用を支払うことについては、制裁対象となる取引に関連していない限り、大統領令13850号または大統領令13884号に基づく制裁対象となる可能性は低いとの助言を得ています。

米ドル以外の取引におけるINEAへの支払い

GL30Aでの認可は、INEAが提供する通常の港湾サービス関連の支払いを処理する米国の銀行にも適用されます。しかし、GL30Aが公表されたにもかかわらず、米国および非米国の銀行がより厳格な内部手続きを適用する場合もあり、米ドルで送金したことによってINEAへの支払いの遅延が発生する可能性もあります。GL30Aの公表は、銀行にある程度の安堵を与えるでしょうが、クラブとして、銀行がそうした支払いを拒否あるいは遅延しないことをメンバーに保証することはできません。米ドル以外でINEAへ支払いすることをお考えの場合は、そうした送金が可能かどうかを銀行または現地代理店にご相談いただくことをお勧めします。

クラブでは今後も必要に応じて随時、さらなるガイダンスを発表してまいります。

これらの事項についてガイダンスをご提供いただいた、Freehill Hogan & Mahar法律事務所ニューヨークオフィスの Gina Venezia氏に感謝いたします。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。